

# 家電・パソコンのリサイクル

テレビ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機の家電と家庭用パソコンは高島町で回収できません。次のいずれかの方法で処分しましょう。



～～不法投棄は法によって禁止されています～～  
不法投棄の罰則（廃棄物の処理及び清掃に関する法律）  
5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金となります。

## \*家電のリサイクル\*

1 買い換えで古い家電を処分するとき

①新しい家電を購入するお店に引き取りを依頼する。

2 古い家電の処分だけのとき

①処分する家電を購入したお店に引き取りを依頼する。

②高島町の許可を持った業者に依頼する。

・ 高島厚生社 TEL 5 2 - 4 1 0 9

・ 高島清掃 TEL 5 2 - 0 2 3 5

・ 高万商店 TEL 5 2 - 4 3 5 4

・ 尾形興業 TEL 4 7 - 2 5 3 7

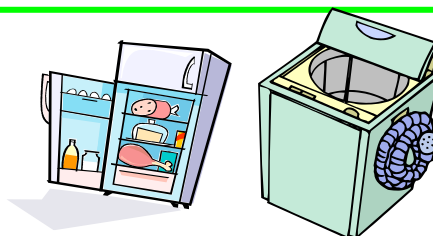
・ 県南エコサービス TEL 4 3 - 4 2 4 7

③ご自分で指定引取所へ持ち込む。

(1) 家電リサイクル券センター([http://www.rkc.aeha.or.jp/text/r\\_price.html](http://www.rkc.aeha.or.jp/text/r_price.html)) のHPで確認し郵便局でリサイクル券を購入する

(2) 指定引取所に運ぶ

・ 原幸商店 (米沢市花沢 3 4 4 8 TEL 2 1 - 3 7 5 1)



※ご注意 通常リサイクル料金（リサイクル券）がかかります。（料金は1,700円～3,800円、メーカー、大きさによって異なります。）運搬料金は②の許可業者へお問い合わせください。

## \*家庭用パソコンのリサイクル\*

家庭用パソコンとはデスクトップパソコン本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ、CRTディスプレイ一体型パソコン、CRTディスプレイ一体型パソコンをいいます。平成15年9月末までに販売された家庭向けパソコンは排出時に消費者が回収・リサイクル料金を負担しなければなりません。



(1) パソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp>) またはメーカーのHPを確認しメーカーに回収を依頼する。

(2) メーカーから払込票が郵送されるので料金を払い込む。（平成15年10月以降の商品は除く）

(3) メーカーから「エコゆうパック伝票」が送付される。

(4) パソコンを簡易包装し伝票を貼り付けてから郵便局へ持ち込む。

※ご注意 回収するメーカー等が存在しない（自作含む）場合はパソコン3R推進協会 (<http://www.pc3r.jp>) のHPでご確認ください。

## 適正なリサイクルにご協力ください。

### \*違法な不用品回収業者にご注意ください！\*

許可を持たない業者から料金を請求されてトラブルになったり、業者が回収した廃棄物を不法投棄や不正輸出する事例が発生しています。（家庭の廃棄物を回収するには、一般廃棄物処理業の許可が必要です）

